

税の制度設計



Go Nature. Go Nagano.

令和5年12月22日
長野県観光部



長野県PRキャラクター「アルクマ」
©長野県アルクマ

検討項目

納税義務者（担税者）	1
徴収方法及び特別徴収義務者	3
税率	4
免税点	6
課税免除	7
課税期間（見直し期間）	9

納税義務者（担税者）

<他自治体の事例>

自治体名	納税義務者（担税者）				課税標準
	旅館業法に規定する <u>ホテルの宿泊者</u>	旅館業法に規定する <u>旅館の宿泊者</u>	旅館業法に規定する <u>簡易宿所の宿泊者</u>	住宅宿泊事業法に規定する <u>住宅宿泊事業に係る 施設(民泊)の宿泊者</u> ※	
東京都	○	○	—	—	宿泊数 (倶知安町は 宿泊料金)
大阪府	○	○	○	○	
福岡県	○	○	○	○	
京都市	○	○	○	○	
金沢市	○	○	○	○	
倶知安町	○	○	○	○	
福岡市	○	○	○	○	
北九州市	○	○	○	○	
長崎市	○	○	○	○	

※ 大阪府、福岡県及び北九州市においては、国家戦略特別区域法に規定する認定事業に係る施設（特区民泊）の宿泊者も対象となる。

論点

- ・ 宿泊施設の形態と観光客が受ける行政サービスの関係性を踏まえ、対象施設をどの範囲にするか
- ・ 徴収コストに影響する対象施設数を考慮し、対象施設をどの範囲にするか

事務局案：旅館業法に規定するホテル・旅館・簡易宿所、 住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊）の宿泊者

<考え方> 宿泊施設の形態と受ける行政サービスの相関性は低いと考えられるため、対象施設を限定しない

【参考】対象施設数

自治体名	旅館業法に規定する ホテル・旅館・簡易宿所 の施設数 ※1	住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設 （民泊） の施設数 ※2	国家戦略特別区域法に規定する認定事業に係る施設 （特区民泊） の施設数 ※3	計	備考
長野県	6,616	118	0	6,734	
東京都	3,774	—	—	3,774	免税点1万円 旅館・ホテルのみ対象
大阪府	2,318	1,879	3,840	8,037	免税点7千円
福岡県	673	178	0	851	福岡市及び北九州市を除く
福岡市	662	496	0	1,158	
北九州市	169	26	3	198	
京都市	3,444	591	0	4,035	
倶知安町	539	23	0	562	
金沢市	451	32	0	483	
長崎市	228	50	0	278	

※1 「令和4年度衛生行政報告例」（厚生労働省）等による

※2 「住宅宿泊事業法に基づく届出及び登録の状況一覧 ※ R5.11.15時点」（国土交通省）による
（ただし、福岡市、北九州市、長崎市、倶知安町は福岡県、長崎県及び北海道のホームページ参照）

※3 「特区民泊の動き 実績 ※R5.10.31時点」（国土交通省）による

徴収方法及び特別徴収義務者

自治体名	徴収方法	特別徴収義務者
東京都	特別徴収 (特別徴収義務者が宿泊者から徴収し、納入)	宿泊事業者等
大阪府		
福岡県		
京都市		
金沢市		
倶知安町		
福岡市		
北九州市		
長崎市		

事務局案：徴収方法は特別徴収とし、特別徴収義務者は宿泊事業者等とする

<考え方> 個々の宿泊者から直接徴収することは現実的に困難であり、宿泊事業者等による特別徴収の方法が適当

(参考) 特別徴収事務交付金(特別徴収義務者報償金)の交付について

特別徴収義務者の事務負担に配慮するとともに、適切な申告・納入を慫慂するため、いずれの自治体でも納期内納入額に対して一定の率で交付している。

税率①

<他自治体の事例>

自治体名	税率		備考	徴収実績 (R3)
東京都	10,000～15,000円 15,000円以上	100円 200円	免税点：10,000円	2.5億円
大阪府	7,000～15,000円 15,000～20,000円 20,000円以上	100円 200円 300円	免税点：7,000円	3.5億円
福岡県	200円		福岡市・北九州市内は50円	8.9億円
京都市	20,000円未満 20,000～50,000円 50,000円以上	200円 500円 1,000円		16.3億円
金沢市	20,000円未満 20,000円以上	200円 500円		4.9億円
倶知安町	宿泊料金の2%			0.7億円
福岡市	20,000円未満 20,000円以上	200円 500円	うち50円は県税	11.1億円
北九州市	200円		うち50円は県税	2.6億円
長崎市	10,000円未満 10,000～20,000円 20,000円以上	100円 200円 500円		— (R5.4.1施行)

税率②

- 論点**
- ・ 宿泊料金と受ける行政サービスの関係性を踏まえ、どのような税率が適切か
 - ・ インフレ傾向を踏まえた税率区分（段階的定額制または定率制）を設定する必要があるか
 - ・ 宿泊事業者の事務負担にどの程度配慮するか
 - ・ 安価な宿泊料金の場合の税の負担感に配慮が必要か
 - ・ 宿泊者や宿泊事業者にとって、どの程度分かりやすい制度とするか

事務局案

パターン1：定額制

＜考え方＞

- ・ 宿泊料金と受ける行政サービスの相関性は低いと考えられるため、一定の額とする
- ・ 宿泊者や宿泊事業者にとって簡素でわかりやすい制度である

パターン2：定率制

＜考え方＞

- ・ 宿泊料金に応じた税額となり、宿泊者の理解が得られやすい
- ・ 昨今のインフレ基調にも対応した制度である

※ 具体的な税額・税率は、本日の議論等を踏まえて今後検討

免税点

<他自治体の事例>

自治体名	免税点
東京都	1万円
大阪府	7千円（導入当初は1万円）
福岡県	なし
京都市	同上
金沢市	同上
倶知安町	同上
福岡市	同上
北九州市	同上
長崎市	同上

論点

- ・ 宿泊料金と受ける行政サービスの関係性を踏まえ、免税点を設定する必要があるか
- ・ 安価な宿泊料金の場合の税の負担感に配慮が必要か
- ・ 徴収コストに影響する対象施設数を考慮し、対象施設を限定する必要があるか



以上の論点を踏まえ、免税点の設定も検討したいが、いかがか

課税免除

<他自治体の事例>

自治体名	課税免除
東京都	なし
大阪府	なし
福岡県	なし
京都市	あり ・修学旅行等の学校行事（大学を除く）に係る宿泊
金沢市	なし
倶知安町	あり ・修学旅行等の学校行事（大学を除く）に係る宿泊 ・倶知安町で行われる職場体験に係る宿泊
福岡市	なし
北九州市	なし
長崎市	あり ・修学旅行等の学校行事（大学を除く）に係る宿泊 ・部活動または地域のクラブチーム（大学を除く）として参加するスポーツ大会・文化大会に係る宿泊 ※

※ 対象となる大会は、大会の主催者により限定

- 論点**
- ・課税の公平性の観点から、課税免除を行う合理的な理由があるか
 - ・宿泊事業者の事務負担にどの程度配慮するか

事務局案：なし

<考え方> 宿泊者は一定の行政サービスを受けていることや、宿泊事業者の事務負担にも配慮が必要

【参考】長野県における税収の試算

【定額】

税率	100円	200円	300円	400円	500円
税収試算（億円）	16	32	48	64	80

【定率】

税率	1%	2%	3%	4%	5%
税収試算（億円）	12	25	38	51	64

<試算の前提条件>

宿泊者数：16,000,000 人泊

※ 観光庁「宿泊旅行統計調査」に基づく令和5年延べ宿泊者数見込み

1泊当たりの宿泊費（平均宿泊単価）：8,000 円

※ 過去5年間（H30～R4）の観光地点パラメータ調査における「1泊当たりの宿泊費」平均値

課税期間（見直し期間）

＜他自治体の事例＞

自治体名	課税期間
東京都	5年ごとに見直し
大阪府	同上
京都市	同上
金沢市	同上
倶知安町	同上
長崎市	同上
福岡県	条例施行後は3年、その後は5年を目途に見直し
福岡市	同上
北九州市	同上

事務局案：5年ごとに見直し

＜考え方＞

- ・ 条例施行後の状況や社会経済動向を踏まえて制度を見直し、必要な措置を検討する必要がある
- ・ 他自治体の事例や、「長野県森林づくり県民税」についても、課税期間を5年としていることを踏まえ、本税についても5年ごとに制度のあり方を検討することが望ましい
- ・ ただし、毎年度、審議会等県民・外部有識者等による税の執行状況に係る審議の場の設置を検討